

資料 No. 1

中国産中間種苗由来養殖カンパチのアニサキス幼虫 寄生に対する食品安全対策に係る検討会開催要綱

制定 平成 17 年 11 月 11 日

(目的)

第 1 条 平成 16 年秋以降に輸入された中国産中間種苗に由来する養殖カンパチからアニサキス幼虫が高頻度に発見されたことを受け、厚生労働省及び農林水産省は、平成 17 年 6 月より、健康被害を未然に防止する観点から、出荷の際には冷凍又は加熱処理を行うことを指導し、その他の方法で出荷する際には、個別に協議することとしている。本協議について科学的及び専門的な見地から指導・助言を行い、中国産中間種苗由来養殖カンパチのアニサキス幼虫寄生対策に資するため、厚生労働省医薬食品局食品安全部長及び水産庁増殖推進部長が「中国産中間種苗由来養殖カンパチのアニサキス幼虫寄生に対する食品安全対策に係る検討会」(以下「検討会」という。) を開催する。

(検討内容)

第 2 条 関係県が提案した対象魚の出荷方法が、食品衛生の観点から適切か否かについて検討する。

(組織)

第 3 条 検討会は別表に掲げる者をもって構成する。
2 委員の任期は検討が終了するまでの間とする。
3 検討会には、座長を置く。
4 座長は、委員の互選により選任する。
5 座長は、検討会を代表し、会務を主催する。

(会議)

第 4 条 検討会は座長が招集する。
2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急の場合であって、予め文書等にて意見を提出することにより出席とみなすことができる。
3 検討会は、公開で行うものとする。ただし、検討会の決定により非公開とすることができます。
4 検討会の会議録は、公開するものとする。

5 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び水産庁増殖推進部栽培養殖課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(別表)

中国産中間種苗由来養殖カンパチのアニサキス幼虫
寄生対策に係る検討会名簿

氏 名	所 属
小川 和夫	東京大学大学院農学生命科学研究所 水圏生物学専攻 魚病学研究室教授
川中 正憲	国立感染症研究所寄生動物部 第二室長
熊谷 進	東京大学大学院農学生命科学研究所 獣医学専攻 獣医公衆衛生学研究室教授
竹内 勤	慶應義塾大学医学部 熱帶医学・寄生虫学教室教授